

家屋を新増築、取り壊しをしたときは届け出を

固定資産税は、土地や家屋の使用状況によって税負担が軽減されます。

家屋の新増築や取り壊し、用途変更があったときは、お早めに税務課まで次の届け出をしてください。

特に家屋の一部または全部を取り壊したときは、速やかに「家屋取壊届出書」の提出をお願いします。この届け出がないと、家屋を取り壊したという確認ができないため、翌年度以降も課税される場合がありますので、必ず届け出をしてください。

■届け出が必要な時とその届出書など

こんなとき	家屋の所有者	土地の所有者
(1) 家屋を新築または増築したとき (申告にあたっては家屋の評価を実施します)	・新築住宅に関する固定資産税の減額申告書 (未登記の場合は「未登記家屋取得届出書」も必要です)	・住宅用地認定申告書
(2) 家屋を建て替えるとき	・家屋取壊届出書	・住宅建替中の土地に係る申告書
(3) 家屋の全部または一部を取り壊したとき	・家屋取壊届出書	
(4) 家屋の用途を変更したとき (例 店舗を住宅に変更など)	・家屋用途変更届出書	・住宅用地認定申告書
(5) 家屋が災害などの理由により滅失または損壊したとき	・家屋取壊届出書 ・固定資産税減免申請書	・被災住宅用地の特例適用申告書
(6) 未登記家屋の所有者を変更するとき	・未登記家屋取得届出書	

※登記された家屋を取り壊した場合は、別途、法務局で滅失登記をする必要があります。

※家屋の届け出(2)～(6)については、町公式LINEからオンライン申請が可能です。

町税務課 ☎388-1112

第75回

町民軟式野球大会結果

7月12日・19日(日)

勤労青少年運動場

参加チーム 4チーム

優勝 円城寺

町スポーツ協会事務局

(笠松中央交流センター内)

☎388-3231



体力・運動能力調査

20歳から64歳を対象にした体力・運動能力調査を実施します。「運動したいけれど激しい運動はどうも…」「学生時代は動けたけど、今、どれくらいの体力になっているのかな?」という皆さん、ぜひご参加ください。

日時 9月18日(金)午後6時30分～午後8時

場所 笠松町民体育館 競技場

項目 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、立ち幅とび、急歩

参加資格 20歳から64歳の方どなたでも 参加費 無料

服装 運動のできる服装と屋内用の運動靴

申込 不要(当日直接会場へお越しください)

町スポーツ推進委員会事務局(笠松中央交流センター内)

☎388-3231

本・DVD・レコード等 買います!



あなたにとって必要のなくなった物でも、必要としている人がどこかにいるはず。

長年研究・収集・コレクションなされた愛読書から趣味の本、週刊誌まで、年代にかかわらず大切にしていた物、お電話一本で出張買取いたします。

大量歓迎 お気軽にご相談ください
岐阜県古書籍商組合加盟店

古物商許可番号:
岐阜県公安委員会許可第 531010000950号

本・DVD・レコードの出張買取専門店

スマイルブック ☎0120-062-667

[年中無休] 8時から22時 <http://books-smile.com/>



住みなれた自宅での生活を支えます。

訪問看護ステーションしおはら
ケアプランセンターしおはら

株式会社しおはら

岐阜県羽島郡笠松町北及180番地
第2カービル 1階 A号室

TEL 058-218-2277 FAX 058-218-2278